

板橋区立上板橋第三中学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、上板橋第三中学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

大地震発生時の対応

発
生

- 1 生徒の避難・安全確保(授業者、指導者がまず対応)
- 2 初期消火・延焼防止・安全措置
…人的被害防止を最優先し、できるだけ多くの教員で対応する
- 3 人的被害が発生した場合は救護措置

負傷者発生時は職員室へ連絡 ⇒下記の方法で直ちに連絡する

- * インターホン/トランシーバー/携帯電話
- * 近くにいる教員
- * 生徒(危険がない場合のみ)
- * 火災報知器

- ◎場所(正確に)
- ◎状況(的確に)
- ◎負傷者の有無

対応態勢・対応措置

本部(全体指揮)【校長、副校長、(職員室)】

- * 出火場所および被害状況の確認⇒消防への通報
- * 人員配置、活動指示、生徒・保護者等への対応指示、非常搬出指示等

情報・連絡【副校長、生活指導主任、学年主任】

- * 避難放送
- * 非常口解錠・防火扉操作・避難器具操作
- * 人員確認(操作指示→操作係)、情報の収集・整理・伝達⇒指揮の補佐

初期消火

- * 現場へ急行(トランシーバー・消火器携帯)
- * 初期消火…消火器・消火栓⇒消防隊到着後はその指示に従う。
- * 消火栓確認⇒ポンプ室(南校舎1階、東校舎1階)

生徒保護 (避難・誘導・人員確認)

- * 現場、教室、階段、避難場所等へ急行(拡声器、出席簿、連絡網等携帯)
- * 生徒保護、誘導、整列、点呼、管理(校舎への戻りや無断下校等に注意)
- * 人員確認⇒直ちに本部へ報告(担任→学年主任→副校長)

救護・捜索【養護教諭+教員】

- 二次被害防止に留意⇒消防隊到着後はその指示に従う。
- * 現場へ急行(トランシーバー・救急キット・担架等携帯)
- * 負傷者の救護・搬送
- * 逃げ遅れた者(人員確認前)、行方不明者(人員確認後)の捜索・救助

保護者連絡 (必要に応じて)

- * 関係保護者・教員への連絡調整、受入場所の設定、案内、誘導、対応等

誘導 (必要に応じて)

- * 消防車・救急車等誘導、事故防止…正門で待機

地震発生時の緊急放送 例

非常ベル

「地震が発生しました。すぐに机の下にもぐりなさい。
机の脚をしっかり握りなさい。机がない所では、
落ちてこない、崩れてこない場所を確認し、窓から離れ、
カバンや手で頭を隠しなさい。」

⇒ 揺れが収まったら避難開始の放送をする。

「先生の指示に従って校庭に避難しなさい。」

を、2回繰り返す

避難の手順	避難経路
1 出火場所を確認 2 避難経路を確認 3 廊下に整列 4 避難開始. 5 避難場所で整列 (出席番号順) 6 人員点呼⇒報告	1 近い出口から避難する。 * 階段では上の階からの避難者を優先する。 2 適切な経路を素早く選択できるように、日頃から教室や階段等の位置関係を把握しておく。

避難時の注意

- 1 指示は「短く」「分かりやすく」「はっきりと」行って混乱を防止する。
 - 2 拡声器・ホイッスル・懐中電灯等を活用して確実に誘導する。
 - 3 特に階段では、素早くかつ混乱せず避難できるよう確実に指示誘導を行う。
 - 4 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底させる。
 - 5 煙が出ている場合は、姿勢を低くし、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないようにして避難する。
 - 6 校舎を出た後は早足で集合場所に向かう。
 - 7 集合場所に到着したら素早く整列させ座らせる。
 - 8 避難終了後は直ちに人員を確認し、報告する。
 - 9 校舎内へ戻ったり無断で下校したりすることのないように注意する
- * 保護者が迎えに来た場合は、原則として下校の指示があるまで待たせる。
 - * 特別な事情がある場合には、本部で確認し確実に記録した後、引き渡す。

校庭への避難後の動き

1 状況確認

校内の状況確認	近隣の状況確認・・・自転車等の活用
(1) 校舎損壊の程度・崩落の可能性	(1) 家屋等の損壊の程度・崩落の可能性
(2) 火災の状況、出火・延焼の可能性	(2) 道路(避難路)の状況・今後の見通し
(3) 電気・ガス・水道・下水・トイレの状況	(3) 火災の状況、出火・延焼の可能性
(4) 災害備蓄用品の状況・避難生活の可否	(4) 周辺の一部避難所の状況

2 検討

(1) 学校が安全と判断された場合

- ⇒ 学校で待機／校内の安全点検・整備(生活空間の確保)
- ⇒ 学区域およびその周辺地域の安全が確認された時点で集団下校、または引き渡し下校
- ⇒ 自宅に被害があり、保護者と連絡が取れない生徒は学校に戻って待機
- * 保護者が生徒を引き取りに来た場合
 - 確認・記録のうえ引き渡す。(状況によっては保護者も学校で待機)
- * 学校が避難場所に指定された場合…別項参照
 - 勤務継続可能な教職員は開設・管理運営に協力する。

(2) 学校においては危険と判断された場合

- ⇒ 二時避難／校舎外へ避難(平和公園等)
- ⇒ 三次避難／前ページ「避難時の注意」に準じて広域避難場所へ移動する広域避難場所…城北公園(状況に応じ、より安全避難場所に避難)
- ⇒ 避難終了後も、生徒を保護者に引き渡すまでは学校が掌握し管理
- * 保護者が生徒を引き取りに来た場合
 - 確認・記録のうえ引き渡す。(状況によっては保護者も一緒に避難)
- * 避難の際は、避難先および連絡先(携帯電話等)を正門前に掲示しておく。
- * 学校は広域避難所の開設・管理運営に協力する。

休日・夜間(生徒が学校にいない時)に大地震が発生した場合の

対応

校長・副校長

情報収集・状況判断⇒職員へ緊急連絡(安否確認・勤務についての指示)

職員

家族・自宅の安全を確保した後、学校へ参集し応急対策等に従事する。

- * 交通途絶等で学校に参集できない場合は、近所の学校等へ参集し応急対策等に従事する。
- * 出勤できた教職員は、分担して当面の仕事を行う。

生徒

自宅待機(落ち着いて行動し安全を確保する)

- * 自宅においては危険な場合や避難勧告・避難命令が出された場合は避難所へ避難。
- * 学校においても、被災時にとるべき行動について目頃から計画的に指導を行う。特に、家族間の連絡方法や避難場所等については家族で十分に話し合っておくように指導する。

学校が避難場所に指定された場合の対応

学校が避難所に指定された場合は、勤務継続可能な職員で分担し、避難所開設のための活動を行う。

本部

- 1 状況把握、全体指揮
- 2 各関係機関との連絡・調整

情報・連絡

- 1 生徒・職員の安否確認
- 2 情報収集・伝達
- 3 広報資料等の作成・配布

点検・整備

- 1 電気・ガス・水道・トイレの点検・整備・補修
- 2 窓ガラスの点検・整備
- 3 教室等の点検・整備・補修→避難生活が可能な状態に
- 4 災害備蓄品の点検・配布計画作成・配布準備

避難者対応「避難所開設校舎内教室配置図」参照（別添）

- 1 体育館への避難が基本となるが、校舎内避難する場合の手順は以下のとおり
 - * ×のある教室は一般開放しないものとする。
 - ・ 第1次開放教室
 - ・ 第2次開放教室
 - ・ 第3次開放教室
- 2 負傷者の応急手当
- 3 水・食料・毛布等の備蓄品および配給物資の確保・管理・配給
- 4 トイレ・ゴミ集積所等の設営・管理、衛生管理
- 5 避難者の掌握・名簿作成

地震（震度5弱以上）発生時の対応

段階	状況	対応
第1段階	地震発生直後で生徒は動揺している。 どこでどのような地震が起きて どのような被害があったかが わからず不安がある。	校庭に避難させ、全校生徒の安全の確認 体育館、校内の安全確認 情報収集・説明 学校待機・帰宅の判断及び指示 (引き渡し含む) 翌日以降の予定決定
第2段階	震度5弱以上の地震のため、 保護者に引き渡しを行う。	生徒引き渡し方法の検討 (待機場所の検討など) 情報収集 保護者への連絡手段の検討 (ホームページなどを使用) 生徒引き渡しの対応 ※避難所として開放した場合の対応も 行う。 ※帰宅困難者の対応も行う。

※教職員は1 本部班、2 巡回班、3 連絡通信班、4 生徒管理班の4つに分け対応

地震発生時の確認事項

- 1 授業中……………授業担当の先生が状況を判断し、生徒を机の下にもぐらせる。
→揺れが収まり授業が続けられる状況であれば授業を再開する。
→校庭に避難が必要と判断される場合
放送で指示を出し、授業担当の先生が生徒を校庭に避難させる。
- 2 休み時間中……………生徒は身の安全を確保する。
その後、揺れが収まったら自分の教室に戻り待機する。
教員は各学年のフロアに行き状況を確認する。
→避難の必要がないと判断されたら、このまま休み時間。
→避難が必要と判断される場合
放送で指示を出し、担任（学年の教員）が生徒を避難させる。
ただし、揺れが大きい場合は各自の判断で避難する。
- 3 放課後の活動中……………担当教員が生徒の状況を把握する。
→避難の必要がないと判断されたら、このまま活動を再開する。
→避難が必要と判断される場合
放送で指示を出し、放課後の活動を打ち切り、校庭などに集合させ、点呼・安全確認後、下校させる。
門まで誘導し、担当の先生は生徒が下校したことを必ず確認する。

地震警戒宣言発令判定会招集時の対応

1. 生徒在校中の対応

判定会召集情報
(区教委より)

* この情報については、報道機関による報道が開始されるまでは(召集 30 分後に報道解禁)・取り扱いに注意すること



警戒宣言対策本部設置(準備作業開始) ⇒警戒宣言発令と同時に活動開始

対応態勢・対応措置

指揮本部【校長、副校長、(職員室)】

* 人員配置指示、活動指示、生徒・保護者等への対応指示、非常搬出指示等

情報・連絡【副校長、生活指導主任、学年主任】

* 情報の収集、近隣の状況確認⇒緊急放送(授業打ち切り→学活→集団下校)

* 情報の収集・整理・伝達⇒指揮の補佐

防火(初期消火)

* 校内の火災予防措置…電気、ガス、可燃物、危険物等の安全措置

* 消火器・消火栓・防火扉の位置・操作法確認、消火栓水圧確認⇒ポンプ室

生徒保護（避難・誘導・人員確認）

- * 生徒誘導、整列、点呼、管理（拡声器、出席簿、緊急時災害時連絡カード等携行）
- * 人員確認⇒直ちに本部へ報告（担任→学年主任→副校長）
- * 集団下校指導（校舎への戻りや無断下校等に注意）

救護

- * 救急用品等の点検・整備

保護者連絡

- * 家庭への連絡（緊急連絡網）
- * 保護者からの問い合わせ対応、来校した保護者の案内・整理、生徒引き渡し

非常持ち出し

- * 非常持ち出し物品の確認および梱包、持ち出しの準備・手配

生徒の動き

- 1 判定会招集の時点で緊急放送
- 2 下校準備
- 3 学活
- 4 校庭（体育館）に集合整列
- 5 点呼
- 6 集団下校グループ別に集合整列
- 7 点呼：不在者は担任等に確認
- 8 引き取りか集団下校

- * 保護者が迎えに来た場合は、原則として、下校の指示があるまで待たせる。
- * 特別な事情がある場合には本部で確認し、確実に記録した後引き渡し担任や班担当者にも確実に伝える。
- * 保護者が不在の生徒については、原則として保護者と連絡が取れるまで学校に残留させる。
- * 残留生徒を確実に掌握する。

登校途中の場合 ⇒ 一度登校して指示に従う。

ただし、自宅が近い場合は帰宅する。

下校途中の場合 ⇒ 学校に近ければ学校へ。自宅に近い場合は帰宅する。

生徒不在時に警戒宣言が発令された場合の対応

校長・副校長

情報収集・状況判断 ⇒ 職員へ緊急連絡（勤務についての指示）

職員

自宅で待機する。⇒ 警戒宣言解除後、出勤する。

- * 各学級担任は担任する生徒の家庭に連絡をする。
- * 出勤できた教職員は、分担して当面の仕事を行う。

生徒

- * 自宅においては危険な場合や避難勧告・避難命令が出された場合は避難所へ避難する。
- * 「家族間の連絡方法等について家族で十分に話し合っておくこと」「保護者等の支援を受けられない場合は、防災放送や報道機関の情報や指示に従って落ち着いて行動すること」の2点を、学校でも目頃から指導しておく。